

新幹線地本申2号 第3回定期大会発言に基づく申し入れ 団体交渉報告⑤

2020年11月25日、表題について団体交渉を実施しました。主な議論は以下の通りです。

第4項 新幹線車内及び駅構内の警備員について、関係する社員に対し、警備員の業務内容及び異常発生時の取扱いフロー等を周知徹底すること。

回答：警備員との連携に必要な情報は、引き続き周知していく考えである。

(第4項議論の続き)

組合 駅構内の警備員になるが、輸送管理社員が何のために警備員がいるか詳しく聞いていないという話があった。万が一のときには、乗務員とも連携をする可能性があるが周知についてはどうなっているか。

会社 駅構内の警備員については、契約主体が統括本部ではないので詳しい内容までは把握していないが、何かあった際に列車防護スイッチ等を扱うとともに、係員との連携をとるところの使命は変わらない。

組合 上野駅のホームにいる警備員は、発車の際に基本動作をしているが契約に入っているのか。

会社 そういったことはない。契約上の内容については言えないが、そういう指導はしていない。

組合 確認する義務はあるのかないのか。非常に紛らわしい部分がある。

会社 確認する業務が入っているかどうかについては承知していない。

組合 上野駅の警備員は何のために配置されているのか。いるときといないときがあつて、確認するときもあればお客さまの案内をしているときもある。業務としてどちらが優先なのか。他支社とそういった部分の詳細について連携はしていないのか。

会社 あくまでも、何かあった際に列車防護スイッチを扱うとか、そういった内容でしかない。

組合 契約主体が違う警備員の業務内容までは把握されていないとのことだが、共有されるべき内容だし、セキュリティ上では重要な情報共有になるのではないか。乗務員であれば毎月の訓練で周知するとか、掲示をするとか、そうしたうえで何か疑問に思った際には連絡してくれと、そういった周知方法が適宜されてない結果として認識に乖離があつてこういった議論をしている。今の段階で不安を訴える社員の声は確実にあり、そこにどう手立てするのか。警備会社とのコミュニケーションはしっかりやっているようだが、そのアウトプットが現場に伝わっていない。

組合 警備員が装着しているウェアラブルカメラについて、セキュリティの向上という目的で試験導入しているとプレスされていたが、車内に防犯カメラがあるにも関わらず導入するということは何の目的なのか。

会社 お客さまや乗務員を撮影するようなものではなく、何かあった際にオンラインで知得できるようなシステムを考えていると聞いている。ウェアラブルカメラの使用用途を含めて検討するということの試用期間だと捉えていただきたい。車内の監視カメラは設備上死角があるので、補完するという意味ではよりセキュリティが向上するとも思う。あくまで想像にはなるが。

組合 引き続き警備員については、乗務員の不安を解消するべく更なるフロー等の掲示を求める。

以上

**団体交渉で明らかになった事項については、職場で検証活動を進めていきま
す！引き続き、よりよい職場環境を実現するため「ひがし労」の活動を推し進め
ていきましょう！！**